（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第六条の規定による改正後の児童福祉法第六十二条の五（第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（次条から附則第十条までにおいて「施行日」という。）以後に要することとなった児童福祉法第四十九条の二、第五十条第七号若しくは第七号の二又は第五十一条第二号、第四号若しくは第五号に規定する費用（以下この条において「費用」という。）に係る同法第五十六条第一項の規定による負担能力の認定又は同条第二項の規定による費用の徴収に関する同条第四項の規定による報告の求めを受けた者について適用する。

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第八条の規定による改正後の身体障害者福祉法第三十八条第三項の規定は、施行日以後に要することとなった身体障害者福祉法第三十五条第三号（同法第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。）又は第三十六条の二に規定する費用の同法第三十八条第一項又は第二項の規定による徴収について適用する。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第九条の規定による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この条において「新精神保健福祉法」という。）第三十一条第二項の規定は、施行日以後に要することとなった精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項に規定する費用の新精神保健福祉法第三十一条第一項の規定による徴収について適用する。

（毒物及び劇物取締法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第十条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法第二十三条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第十一条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この条において「新知的障害者福祉法」という。）第二十七条第二項の規定は、施行日以後に要することとなった知的障害者福祉法第二十二条第三号又は第四号（同法第十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限る。）に規定する費用の新知的障害者福祉法第二十七条第一項の規定による徴収について適用する。

（老人福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第十二条の規定による改正後の老人福祉法第四十三条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に要することとなった老人福祉法第二十一条各号に規定する費用に係る同法第二十八条第一項の規定による徴収に関する同法第三十六条の規定による報告の求めを受けた者について適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2　この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第十四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の項を削り、同表不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の項中「第十二条の二、」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百七の項中「第三条」を「第八条」に改める。

別表第五第二十七号中「第十二条の二、」を削る。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第十六条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「に準用する」を「について準用する」に、「報告」を「報告しなければ」に、「通知」を「通知しなければ」に改める。

第三十一条中「第七十四条の三」を「第七十四条の四」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十七条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第七十四条の二第二項の項中「第七十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第七十四条の二第三項の項中「第七十四条の二第三項」を「第七十四条の三第三項」に改め、同項の前に次のように加える。

第七十四条の三第一項	係る災害	係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。）
	災害応急対策	緊急事態応急対策
	当該災害	当該原子力災害
第七十四条の三第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策